

○大樹町文化芸術振興に関する助成金交付要綱

平成 23 年 3 月 1 日教委告示第 1 号

大樹町文化芸術振興に関する助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術振興基本法(平成 13 年法律第 148 号。以下「法」という。)第 35 条の規定に基づき、町民が文化芸術活動の北海道大会、全国大会及び国際大会に出場するとき、その経費の一部を助成し、文化芸術活動への参加促進と意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、大樹町に住所を有する者であって次のいずれかに該当する者とする。ただし、中学校又は高等学校のクラブ活動等、学校教育活動に関するものについては対象としない。

- (1) 文化団体等が主催する各種大会で、それぞれ地区予選を経た北海道大会、全国大会及び国際大会に出場する者
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めた者
- 2 助成対象人員は、各種大会にあっては、登録者を限度とし、現に参加する人員とする。ただし、小中学生の参加については、必要最小限の引率指導者を加える。
- 3 当該年度内における同一者への助成は、北海道大会、全国大会及び国際大会それぞれ一回とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、交通費、宿泊料及び日当で助成額は次に定める基準のとおりとする。

- (1) 交通費は、開催地間往復の汽車賃、特急料金、急行料金、船賃、航空料金及び車賃とし、大樹町職員の旅費に関する条例に基づき計算する。ただし、学生割引若しくは団体割引の適用を受けるものは、その運賃による。
- (2) 宿泊料及び日当は、大樹町職員の旅費に関する条例による正当料金の 5 割を支給する。ただし、幹旋などにより宿泊料が 5 割を下回る場合はその実費額とする。
- (3) 宿泊日数の認定は、開催地が北海道(十勝管内を除く。)の場合は、原則として開催日の前日から終了の日までとする。ただし、大会終了後ただちに帰町出来ない場合は、後泊を認める。道外又は国外の場合は、大会の規模や日程等を審査して教育委員会が決定する。

2 前項各号のうち、主催者又は協賛団体等から経費の助成がある場合は、助成額からその額を差し引いた額を助成金とするものとする。

(取消、返還)

第4条 教育委員会は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、助成金交付の決定を取消し、又は助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があったとき
- (2) 助成金を目的以外に使用したとき
- (3) この要綱の条件に違反したとき

(報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、大会終了後、関係プログラムに成績等を添付し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。